

# 一般財団法人 伝統的工芸品産業振興協会定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般財団法人伝統的工芸品産業振興協会（略称「伝産協会」とする。）と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、伝統的工芸品産業の振興を図り、もって国民の生活に豊かさと潤いを与えとともに地域経済の発展に寄与し、国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 伝統的工芸品の製造の事業に関する経営の改善及び合理化その他当該事業の健全な経営に関し、調査、研究及び指導を行うこと。
- (2) 展示会の開催その他需要の開拓を行うこと。
- (3) 伝統的工芸品に関する需要の状況、製造の技術又は技法、原材料等について情報の提供を行うこと。
- (4) 伝統的工芸品産業に関する振興計画及び共同振興計画の作成及びその実施について指導、助言等を行うこと。
- (5) 伝統的工芸品の原材料、製造過程、品質等の改善に関する研究を行うこと。
- (6) 伝統的工芸品及び伝統的工芸品を素材とした製品の品質表示について指導、助言等を行うこと。
- (7) 伝統的工芸品に関する資料の収集及び調査を行うこと。
- (8) 伝統的な技術又は技法に熟練した従事者の認定を行うこと。
- (9) 伝統的工芸品産業に関する活性化事業、連携活性化事業及び支援事業の実施に必要な情報の提供を行うこと。

(10) 伝統的工芸品産業の後継者の育成、技術・技法の継承及び改善に関する事業を行うこと。

(11) 伝統的工芸品及び伝統的工芸品に関連する物品の販売の事業を行うこと。

(12) その他この法人の目的を達成するため、必要な業務を行うこと。

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

### 第3章 資産及び会計

(財産の種類及び管理)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

3 この法人の財産の管理及び運用は、代表理事が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める資産運用規程によるものとする。

(基本財産)

第6条 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として評議員会で定めたものとする。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び収支決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会において承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

- (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 第1項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

（会計原則等）

- 第10条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。
- 2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める会計規程によるものとする。
- 3 特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会に決議により定める。

#### 第4章 評議員

（評議員の定数）

- 第11条 この法人に評議員8名以上10名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

- 第12条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。
- 2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。
- 3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。
- (1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人
  - (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
  - (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）
- 4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- (1) 当該候補者の経歴
  - (2) 当該候補者を候補者とした理由

- (3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
  - (4) 当該候補者の兼職状況
- 6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
- 7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
- (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
  - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
  - (3) 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

（評議員の任期）

- 第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

- 第14条 評議員は、無報酬とする。

## 第5章 評議員会

（構成）

- 第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権 限)

第 16 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 役員を選任又は解任
- (2) 役員の報酬等の総額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 17 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第 18 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決 議)

第 19 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行なわなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 役員を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。役員候補者の合計数が第 22 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 20 条 前条の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 194 条に規定する要件を満たしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 21 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうち選出された 2 名が議事録に記名押印しなければならない。

## 第 6 章 役員

(役員を設置)

第 22 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10 名以上 15 名以内

(2) 監事 3 名以内

2 理事のうち、1 名を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち、4 名以内を業務執行理事とする。

4 業務執行理事のうち、1 名を副代表理事とする。

5 業務執行理事のうち、少なくとも 1 名を常勤理事とする。

6 常勤理事のうち 1 名を専務理事、2 名以内を常務理事とすることができる。

(役員を選任)

第 23 条 役員は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副代表理事は代表理事を補佐すると共に、代表理事が欠けたときその職務を代行する。

3 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。

4 専務理事及び常務理事をおくときは、専務理事は代表理事及び副代表理事を補佐しこの法人の業務を執行すると共に、代表理事及び副代表理事に事故あるときはその職務を執行するものとし、常務理事は専務理事を補佐すると共に、専務理事に事故あるときはその職務を執行するものとする。

る。

- 5 代表理事及び業務執行理事は、4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 25 条 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) 評議員会及び理事会に出席して意見を述べること。
- (3) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をする恐れがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- (4) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 26 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 3 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 4 役員は、第 19 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 27 条 役員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第 28 条 理事は無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、理事会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等と

して支給することができる。

- 2 監事に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(理事の取引制限)

第 29 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

- 3 理事が理事会の承認を受けずに第 1 項各号の取引をしたときは、その取引によって得た利益の額は、法人の損害額と推定する。

- 4 自己との取引、利益相反取引によって法人に損害が生じたときは、その取引の当事者である理事、その取引をすることを決定した理事、及び理事会の承認の決議に賛成した理事は、その任務を怠ったものと推定する。

(役員のパ償責任及び責任免除)

第 30 条 この法人は、役員的一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 198 条において準用する第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 役員等の損害賠償責任の免除に関する議案を理事会に提出するときは、監事の同意を得なければならない。

- 3 理事会の決議を行ったときは、全評議員に通知して異議を受け付けるものとし、異議あるときは理事会の決議による責任の免除をしてはならない。

## 第 7 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第 32 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- (2) この法人の業務執行の決定
- (3) 理事の職務の執行の監督

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 基本財産の処分又は除外の承認
- (2) 重要な財産の処分及び譲り受け
- (3) 多額の借財
- (4) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (5) 副代表理事、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- (6) 重要な使用人の選任及び解任
- (7) 常勤理事に対する報酬の額
- (8) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (9) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。）の整備
- (10) 諸規程の制定、変更及び廃止
- (11) 第 30 条に規定する責任限定又は免除

(招 集)

第 33 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決 議)

第 34 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、出席した代表理事及び監事が記名押印しなければならない。

(理事会規定)

第 36 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規程による。

(委員会)

第 37 条 この法人の事業を推進するために、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める委員会規程による。

(会員)

第 38 条 この法人の趣旨に賛同し、後援する団体又は企業又は個人を会員とすることができる。

2 会員に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める会員に関する規定による。

## 第 8 章 伝統的工芸品産地連絡会議

(設置)

第 39 条 この法人に、伝統的工芸品の産地における諸課題について意見を取りまとめ、理事会に具申するため、伝統的工芸品産地連絡会議を設置することができる。

2 伝統的工芸品産地連絡会議員は、評議員及び役員を除く伝統的工芸品産地の代表者により構成する。

3 伝統的工芸品産地連絡会議は、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

4 伝統的工芸品産地連絡会議は、原則として年 1 回開催する。

5 伝統的工芸品産地連絡会議員の選任及び解任は、理事会において行う。

## 第 9 章 定款の変更、解散、及び清算

(定款の変更)

第 40 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 10 条についても適用する。

(解散)

第 41 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(剰余金の分配)

第 42 条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

(残余財産の処分)

第 43 条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する。

## 第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 44 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告による公告をすることができない場合は、官報による。

## 第 11 章 補 則

(理事会決議への委任)

第 45 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 附 則

平成 23 年 5 月 26 日

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は、田口宗平とする。

附 則

この定款は、平成 24 年 5 月 30 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 24 年 12 月 17 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 25 年 5 月 30 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 27 年 6 月 12 日から施行する。